

令和7年第4回定例会（12月12日召集）

○質問 深谷俊文議員「のるーと当麻について」

令和7年10月より、町内の新たな乗り合いバス「のるーと当麻」が運行されています。

のるーと当麻について、12月8日までアンケートを取られていました。

アンケート内容や町民との直接対話を参考にして問題点を把握し、来年度からの本格運行に向けて、より便利に利用してもらうため、改善するべき点があれば運行内容を変更するお考えがあるか、また来年度もアンケートを取るか町長に伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

深谷議員のご質問にお答えします。

交通空白地の解消と利便性の向上を図るためにAIを活用した予約型乗合タクシー「のるーと当麻」の令和8年4月から本格運行に向けた実証運行を10月16日より実施しております。

本実証運行では、利用状況、運行管理などの課題や町民ニーズを把握し、鉄道や広域路線バス、タクシーなど公共交通の一つとしての役割を担うことを目的としております。

11月10日から12月8日の期間で、実証運行に関するアンケート調査を行っております。

事業実施後に、これらの課題やニーズをまとめ、行政機関や交通事業者、住民の代表などで構成される「当麻町地域公共交通活性化協議会」にてお諮りしたうえで改善などを協議することとしております。

また、今後もさまざまな形で町民や利用者、関係団体などのご意見も伺いながら、持続可能な公共交通として改善などを図ってまいりますので、ご理解願います。

○質問 深谷俊文議員「IP告知放送機について」

令和7年より当麻町公式LINEによる配信が始まり、現在、町やJA当麻からの情報は、公式LINEおよび個宅に設置したIP告知放送機で発信されていますが、令和8年4月以降はIP告知放送サービスを終了し、FM告知放送機を活用した情報配信が始まります。

このFM告知放送機は、75歳以上で希望する世帯には設置されますが、75歳未満の世帯には希望をしても放送機は設置されません。

対象とならない75歳未満の高齢者世帯では、古いタイプの携帯電話を利用している方々が多くいます。

町では、スマートフォンの3ヶ月無料貸出しや、スマートフォン購入補助、スマートフォンの使い方講座など旭川ケーブルテレビポテトを通じて対策をしていますが踏み込めない方々がいます。

当麻町公式LINEにより便利になった一方で、IP告知機が廃止になりスマートフォンに切り替えられず、放送機が無くなることを大変不安に感じている世帯もいらっしゃいます。

公共の福祉の観点から、FM 告知放送機の希望世帯の年齢制限を見直すか、FM 告知放送機購入の補助、助成を検討する考えはないか町長に伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

深谷議員のご質問にお答えします。

現在、各戸宅に設置しています I P 告知放送機は、「当麻町防災行政用告知放送設備管理運用規則」に基づき、災害発生時の伝達手段として、町が貸与する形で設置しているものでございます。

しかし、2018年発生の胆振東部地震におけるブラックアウトをはじめとした停電時には、I P 告知放送機での受信が不可能となっており、停電時でも町民皆さんの情報伝達手段確保のため、LINEでの行政情報配信を昨年度より始めたところでございます。

今回新たに導入するFM告知放送機は、I P 告知放送機と同様に町が利用者の方に貸与するものであり、スマートフォンを使用することが困難な高齢者、視覚障がい者手帳を所有している方を対象としております。宅内環境にもよりますが、FM告知放送機も、長時間の停電時では町からの情報を受信することが不可能となります。スマートフォンは、現段階で、災害時の一番有効な情報伝達手段と捉えており、毎月行われているポテトサービスセンター当麻でのスマホ講座や、お試しスマホ貸し出し、スマホ購入補助を通じて、スマートフォン及びLINE利用の普及を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

しかしながら、ご家庭の事情などにより、スマートフォンを所有できない。使うことが難しいという方もいらっしゃるかと思います。個別にご相談に応じますので、お問い合わせがあった場合などは情報発信戦略課へ相談いただくよう促していただければ幸いでございます。

○質問 上杉達則議員「農地再編を計画的に」

現在、農業を取り巻く環境は大きく変化している状況にあり、特に、米価の高騰は話題の中心にあるが、それに伴い農業関連の機械、肥料、物資が大幅に値上がりし、米価の動向によっては、今後の農業経営の大きな不安材料になっています。また、同じく大きな不安材料の一つとしてあげられるのが、高齢化等による農業人口の減少です。本町も「団塊の世代」の方々が、現役で農業を営んでいる現状があり、今後、5年、10年先には、離農者が大幅に増え、農業者の戸数も100戸を下回るのではないかと推測されています。その対策として、新規就農者の更なる推進はもとより、少ない戸数で、作業効率を上げるために農地再編は欠かせない施策だと考えます。

点在している農地を管理するのは非効率であるのは、承知のところですが農地集約を大々的に行い、国の「農地再編整備事業」を利用し、農地の大規模化を図って、作業の効率を上げていく必要があると考えます。

国の整備事業は申請してから実行されるまで10年位かかると聞いています。

行政、農協、土地改良区が、三位一体となって、今後の農地再編を計画的に行うべきと考えます

が、町長の見解をお聞かせください。

○答弁 村椿哲朗町長

上杉議員のご質問にお答えします。

当麻町における農作業の省力化を目的として実施された農地基盤整備事業の歴史は、昭和47年から開始した道営圃場整備事業により始まり、以来、平成2年度までに計画された地区の整備は完了し、その後も土地改良区を中心に平成7年度から令和3年度までの長期にわたり道営事業による区画整理を行い、その間、町としてもパワーアップ事業により、農家負担の軽減に努めてきたほか、近年においては、令和4年度に完了した国営かんがい排水事業当麻永山用水地区により、老朽化した用水路の改修においても農家負担軽減への対応を行ってきたところです。

議員ご指摘のとおり、高齢化による農業人口の減少は今も続いているのが実態ですが、一方で、先日開催された新規就農者激励会では、農業後継者5名、新規就農者1名という明るいニュースが伝えられたほか、さらにもう1名の新規就農希望者が、現在取得農地を模索している状況で、当麻農業が確立してきた「複合経営」が、魅力ある「稼ぐ農業スタイル」として認識されてきたものと実感しております。

とはいものの、ICTを活用した最新の農業技術や大型化する農業機械を効果的に活用するためにも、農地の大規模化が必要となることは承知しており、地元農家の要望を受け、令和10年度より伊香牛地区において道営事業による基盤整備事業の実施を既に予定しております。この事業では、道営事業において近年実施されなかった「換地処分」にも取り組むほか、用水のパイプライン化など、農家負担の軽減にも配慮された計画となっており、今後の基盤整備事業のモデルとなるのではないかと期待しているところです。

提案のありました、国の「農地再編整備事業」につきましては、道営事業の事業要件が10haであるのに比べ、国営事業の事業要件は400ha以上とされ、事業計画の策定においては生産者団体をはじめとする地元農家の十分な理解と、国営事業実施への機運の高まりが必要となることから、現時点での実施は現実的に大変難しいと考えております。

当面は、今後計画されている道営事業を中心に基盤整備の推進を図りつつ、土地改良区を中心に、農家への基盤整備に関する情報提供に努めるとともに、生産者団体・農協・土地改良区と連携を図りながら検討してまいりますのでご理解願います。

○質問 西川泰弘議員「高齢者ハイヤー料金助成事業の継続について」

町民の新たな足として、かねてから計画されていたデマンド交通の来年度本稼働に向け、いよいよ実証運行が開始されており、町民に愛され利活用される事を期待するところであります。

しかし、現時点でのデマンド交通の運行は平日のみで、土日祝日は運行されず、運行時間についても午前8時半から午後4時半までであり、高齢者の皆さんが出したい日や時間に利用出来ない

等の不便性を感じます。

また、本町での各種イベントの殆んどが土日祝日に開催されており、公演等も午後6時からの開催であります。

デマンド交通運行に伴い、現在実施している高齢者ハイヤー料金助成事業の廃止が方向づけされております。

高齢者の皆さんのが土日祝日の外出やイベント等に出向いて行けるよう、当面は現行の高齢者ハイヤー料金助成を継続し、自立支援、社会参加の促進を取り進めて頂き、福祉の維持と充実を図ることが必要と考えますが町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

西川議員のご質問にお答えします。

デマンド交通「のるーと当麻」については、先ほどの深谷議員の質問にもお答えしましたが、現在、利用者や町民の方のニーズを伺う「実証運行に関するアンケート調査」の取りまとめを行っております。その結果を分析するとともに、利用状況や事業運営コストなど勘案し、持続可能な公共交通としてサービス向上を図ってまいりたいと考えております。

「のるーと当麻」には、町内の交通空白地域の解消が図られるのは基より、誰もが安心して利用できるドアツードア方式による運行や、高齢者向けの料金設定により、高齢者の自立支援や社会参加の促進についても確保されており、住民福祉の向上に繋がることは、西川議員も十分にご理解いただいているものと存じます。

高齢者ハイヤー料金助成事業は、高齢者の社会参加の促進を図ることを目的として制度設計されており、今後、その目的は「のるーと当麻」に引き継ぐことから、制度を終了することとしております。

「のるーと当麻」が利用できない時間帯につきましては、民間ハイヤーなどの他の公共交通機関をご利用いただきますよう、ご理解願います。

○質問 西川泰弘議員「自動車運転免許証自主返納者への支援について」

現在、自動車運転免許証自主返納者(70歳以上 80歳未満対象)に対しては、支援策としてハイヤー料金助成事業を実施しているところでありますが、デマンド交通の運行開始に伴い、廃止の方向づけとなっております。

高齢者の方々による交通事故は年々増加傾向にある現状のなか、本町に於いては、引き続き自動車運転免許証を自主返納しやすい環境づくりが必要と考えます。このことは交通事故防止にもつながる事であり、何らかの支援策が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

西川議員のご質問にお答えします。

交通事故の全体件数は、近年減少傾向にある中、高齢者の方々による交通事故の件数は横ばい傾向となっており、結果として、高齢者の方々が起こす交通事故の比率が増加している状況になっております。

こういったことから、運転に不安を抱えている高齢者の方々が運転免許証を自主返納することは、交通事故全体件数の減少につながるものと理解しております。

現在、北海道や旭川市では、65歳以上の方で、運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」の交付を受けた方が、これを提示することで、協賛店において、割引制度等のサービスを受けられる「北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度」を実施しているところであります。

本町としましては、北海道、旭川市などと同様に、本町の「高齢者運転免許証自主返納サポート制度」を実施していくことが、大変有益な支援策となることは、十分承知しておりますが、協賛していただける町内企業・店舗等のご理解、ご協力をいただけるのか、大きな課題があると捉えておりますので、今後とも継続的に検討をしてまいりたいと考えております。

このようなことから、現実的な支援方策としまして、65歳以上の方で、運転免許証を自主返納された方に対し、「電子地域通貨でんすけペイ」によるポイント付与を行う制度を実施し、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○質問 加藤 功議員「非正規公務員「会計年度任用職員」の処遇改善について」

北海道、札幌市、市町村で働く公務員のうち、3人に1人は非正規で、ほとんどが会計年度任用職員です。(約4万人)

民間企業だと非正規雇用を5年続ければ無期雇用転換の申し込みが出来ますが、非正規公務員は1年ごとの任用(雇用)となっています。

今年度の町の一般職の職員数は何名か、非正規「会計年度任用職員」数は何名か。

次に会計年度任用職員の初任給の時給は最低賃金を上回っていると思いますが、金額はいくらか。人事院勧告に伴う賃金(給与)改定は4月にさかのぼって行われているのか。

また、勤勉手当は支給されているのか。

会計年度任用職員は国の長年の政策により、正規の仕事が非正規で穴埋めされてきた面があり、非正規の職責はそう軽くないと思います。

今日の異常な物価高騰のなか、給料が低くて暮らしが大変だという声も届けられています。

町長は処遇改善について、どのように考えているのか伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月に導入された制度で、それまでの臨時職員としての雇用から、会計年度任用職員としての雇用へ移行したものであります。

さて、本年度一般職の職員数は、4月1日時点では122名、会計年度任用職員は、年度を通した通年の雇用と、選挙事務や国勢調査などの一時的な雇用を合わせ、延べ114名が年度末までに雇用される見込みであります。

会計年度任用職員の初任給は、職種により違いはありますが、一般事務職員であれば、本年12月1日時点で、1,203円であります。

人事院勧告による給与改定時期としては、12月1日であり、勤勉手当については、支給しておりません。

物価高騰の状況の中で、処遇改善について、どのように考えているのかとのご質問であります。本町の会計年度任用職員は、職員の補助的・補完的な業務を行っていただいていることから、1日7時間以内のパートタイム勤務であり、月額給与であるフルタイムの正規職員と、時給報酬のパートタイム会計年度任用職員では、給与・報酬支給の計算の仕方や人事評価の実施など、運用方法が異なるところがあり、正規職員と同じ待遇にするには、多くの課題があることも事実であります。

現在、多くの方が会計年度任用職員として、様々な職種で職務を担い、遂行していただいていることは、町にとりまして大変重要で、貴重な人材であることも、重々承知しているところであります。

本町としましては、会計年度任用職員に対する、給与表及び期末手当の支給率の改定は、人事院勧告の効果を早急に反映できるよう、12月1日から適用しているところであり、このことは、近隣町と比較して、高い優位性があると捉えております。

以上のようなことから、会計年度任用職員の処遇改善につきましては、中央部近隣町の実態を十分把握するとともに、正規職員とのバランスを考慮した上で、今後の検討課題としてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。